

優良品目・品種への転換、省力樹形の導入、園地整備など、産地計画を実現するために

果樹経営支援対策事業を活用しましょう

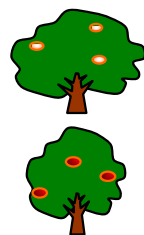
産地計画とは：産地自らが作成した果樹の生産振興等に関する計画です。

◆ 優良品目・品種への改植・新植

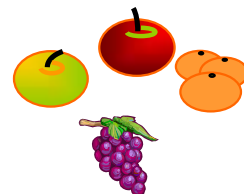
改植・新植支援単価（例）（括弧書きは新植支援単価）

慣行樹形	みかん等のかんきつ類への改植・新植	23(21)万円 /10アール
	かんきつ類以外の主要果樹(※1)への改植・新植	17(15)万円 /10アール
	りんごのわい化栽培、ぶどう（加工用）の垣根栽培への改植・新植	33(32)万円 /10アール
省力樹形	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への改植・新植	73(71)万円 /10アール
	根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）への改植・新植	111(108)万円 /10アール
	ジョイント栽培（なし、もも、すもも等）への改植・新植	33(32)万円 /10アール
	朝日ロンバス方式（りんご）への改植・新植	33(32)万円 /10アール
	（※2）V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への改植・新植	73(71)万円 /10アール
省力的な植栽方法（※3）		定率（1/2以内）

転換元（例えば古い品種・老木等）



産地計画に位置付けられた振興品目・品種への改植



- ※1 主要果樹とは、みかん等のかんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。
- ※2 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき新技術として定められ、かつ、未収益期間の短縮が期待できるものであり、慣行栽培と比較して、労働時間の縮減又は単収の増加を試験結果等で確認できるもの（例：りんごの超高密植栽培、なしの根域制限栽培等）
- ※3 省力的な植栽方法とは、整列的な配置等により効果を発揮するものであり、省力樹形の要件の一部をみたすものをいう。
- ※4 急傾斜地から平地等への移動改植又は農地中間管理機構等を通じた改植・新植において、園地の集約化に伴い追加的な土壌土層改良経費を要する場合には、改植・新植支援単価に2万円/10アール加算。
- ※5 産地計画に位置付けられた苗木生産者についても支援対象者として追加。

◆ 小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備）、用水・かん水施設の整備 補助率：1/2以内

◆ モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等 補助率：1/2以内

事業を行うための主な要件

- 産地の担い手であること（産地計画で担い手とされている者）。
- 一箇所あたりの面積は、次の面積以上であること。
 - (1) 改植、新植、高接、土壌土層改良、放任園地発生防止対策
 - 地続きでおおむね2アール以上
 - (2) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等
 - 地続きでおおむね10アール以上

産地協議会と農地中間管理機構の連携を強化し、農地中間管理機構を活用した改植や園地整備を推進します。

- 農地中間管理機構が、園地を整備し果樹を植え付けて、担い手の方へ園地の貸出を行います。
- 農地中間管理機構等を通じた改植・新植において、追加的な土壌土層改良経費を要する場合には、改植・新植支援単価に2万円/10アールを加算します。
- 園地を借りたい場合は、農地中間管理機構が行う「借受公募」にお申し込みください。

果樹経営支援対策事業でまとまった改植・新植を実施すると
未収益期間の栽培管理経費の支援を受けられます！

< 果樹未収益期間支援事業 >

補助率：定額 5.5万円/10アール×改植・新植の翌年から4年分（最大） = 22万円/10アール

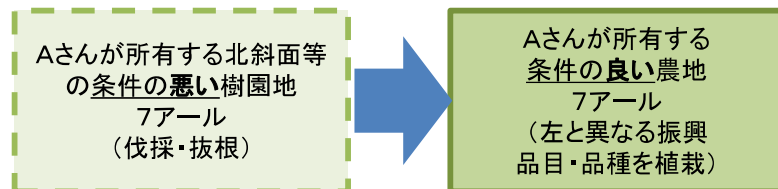
果樹経営支援対策事業で担い手（農家）ごとに、おおむね2アール以上を同一年度内に改植・新植した場合に対象になります。

果樹経営支援対策事業の主なメニューの紹介

優良品目・品種への転換、省力樹形の導入

○ 改植 補助率：定額又は1/2以内

- ① 例えば古い品種・老木等を伐採・抜根し、その跡地に産地計画に位置付けられた振興品目・品種へ改植することができます。
- ② 伐採・抜根した園地と異なる、条件の良い他の園地への植栽も改植とみなします（移動改植）。



Aさんが行う伐採・抜根・植栽については、
定額又は1/2以内の補助
(未収益期間支援も対象)

○ 新植 補助率：定額又は1/2以内

- ・ 例えば平坦で作業性の良い水田等、果樹の植栽が行われていない土地で植栽することができます。

○ 省力樹形への改植・新植 補助率：定額又は1/2以内

- ・ 労働生産性の向上が見込まれる省力樹形への改植・新植ができます。



省力樹形の例（りんごのトールスピンドル栽培）

○ 省力的な植栽方法 補助率：1/2以内

- ・ 整列的な配置等により労働生産性の向上が見込まれる樹形等の導入に活用できます。

注：一覧にない果樹の支援単価や植栽密度の下限は、最終頁の
お問い合わせ先やお近くのJ A等にご確認ください。

【改植・新植の支援単価】

支援対象となる栽培方法・品目			支援単価(万円/10a)		支援対象となる 植栽密度の下限 (本/10a)
			改 植	新 植	
慣 行 樹 形 等	うんしゅうみかん等のかんきつ類		23	21	50
	かんきつ類 以外の 主要果樹	りんご	17	15	18
		ぶどう	17	15	12
		日本なし	17	15	40
		もも	17	15	18
		かき	17	15	30
	りんごのわい化栽培		33	32	62
	ぶどう(加工用)の垣根栽培		33	32	125
省 力 樹 形	超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)		73	71	概ね 250
	高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご)		53	52	〃 165
	根域制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類)		111	108	〃 170
	根域制限栽培(ぶどう、なし、もも)		100	99	〃 170
	ジョイント栽培(なし、もも、すもも)		33	32	〃 169
	ジョイント栽培(かき)		33	32	〃 190
	朝日ロンバス栽培(りんご)		33	32	〃 33
	V字ジョイント栽培(なし、もも、おうとう)		73	71	〃 125
	V字ジョイント栽培(りんご)		73	71	〃 166
	V字ジョイント栽培(かき)		73	71	〃 190
省力的な植栽方法			定率(1/2以内)		—

○ 高接 補助率：1/2以内

現に植栽されている樹に優良品種の穂木を接ぐことができます。

○ 放任園地発生防止対策

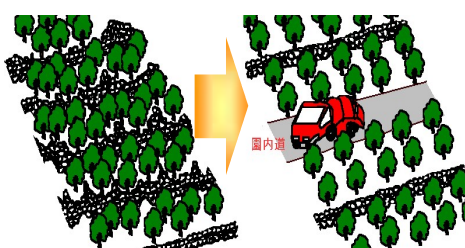
補助率：定額（主要果樹のうちみかん等のかんきつ類 10万円/10a、その他の主要果樹 8万円/10a）
又は1/2以内（その他の果樹）

作業条件の悪い園地や病虫害による被害の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等ができます（産地計画で対象園地の要件設定が必要です。）。

小規模園地整備

補助率：1/2以内

- 園内道の整備
- 傾斜の緩和
- 土壌土層改良
- 排水路の整備



用水・かん水設備の整備

補助率：1/2以内

- 果実の品質向上等を目的として、用水・かん水設備を整備できます。

特 認 事 業

補助率：1/2以内

○ 防風ネットの設置

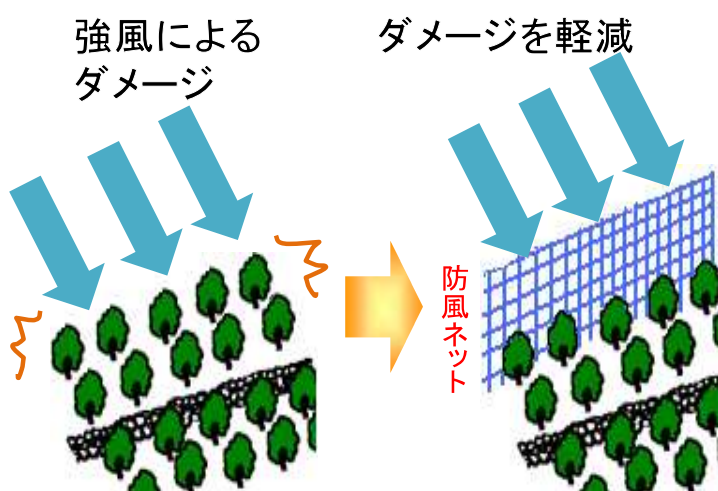
強風、降雹等から果実を守ります。

○ 防霜ファンの設置

遅霜から果実を守ります。

○ モノレールの設置

新設のほか、既設のモノレールを再整備することによって機能向上が認められるものも対象とします。



※ 「園内道の整備」「傾斜の緩和」「排水路の整備」「用水・かん水設備の整備」「特認事業」の支援を受ける場合は、果樹共済又は収入保険への加入（共に困難な場合は収入保険への加入準備開始）が必要となります。

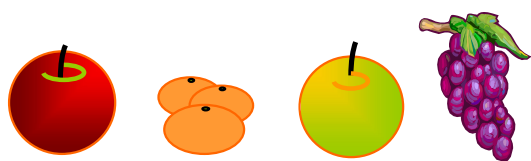
自然災害時等の改植について（特例）

自然災害又は難防除病虫害・生理障害による被害を受けた場合について、産地計画に位置付けられた振興品種であれば同一品種への植栽でも改植とみなすとともに、被災した樹体を含む改植面積の合計が担い手（農家）単位でおおむね2アール以上あれば支援対象とします（被災した樹体毎（1本単位）の改植ができます。）。

お問い合わせ先

もっと詳しく知りたい方、事業の実施について具体的に検討されたい方は、下記お問い合わせ先やお近くのＪＡ等へご相談ください。

組 織 名	電 話	組 織 名	電 話
北海道農産基金協会	011-241-4011	滋賀県果樹組合連合会	077-528-3834
青森県青果物価格安定基金協会	017-729-8696	全国農業協同組合連合会京都府本部	075-311-8218
岩手県農畜産物価格安定基金協会	019-626-8425	大阪府果樹振興会	072-958-6551
宮城県青果物価格安定相互補償協会	022-283-5130	兵庫県果樹経営支援対策協議会	078-362-3448
秋田県青果物基金協会	018-864-2446	奈良県農業協同組合	0742-27-4382
山形県青果物生産出荷安定基金協会	023-642-4546	和歌山県青果物基金協会	073-488-5688
福島県青果物価格補償協会	024-554-3567	鳥取県果実生産出荷安定基金協会	0857-32-8339
茨城県農林振興公社	029-222-8511	島根県農業協同組合	0853-25-8140
栃木県青果物生産安定互助協会	028-616-8831	全国農業協同組合連合会岡山県本部	086-296-0109
群馬県園芸協会	027-220-2297	広島県果実生産出荷安定基金協会	082-420-7155
全国農業協同組合連合会埼玉県本部	048-578-2292	山口県青果物基金協会	083-988-0690
千葉県園芸協会 産地振興部	043-223-3007	徳島県園芸振興資金協会	088-634-2674
神奈川県果実協会	0463-53-1744	香川県青果物協会	087-818-4125
全国農業協同組合連合会新潟県本部	025-232-1553	愛媛県園芸振興基金協会	089-933-7383
富山県果樹協会	076-445-2295	高知県青果物基金協会	088-837-6330
全国農業協同組合連合会石川県本部	076-240-5345	ふくおか園芸農業振興協会	092-752-3267
福井県経済農業協同組合連合会	0776-54-0508	佐賀県園芸農業振興基金協会	0952-26-2225
山梨県青果物経営安定基金協会	055-232-1527	長崎県園芸振興基金協会	095-820-2261
長野県果実協会	026-223-1005	熊本県果実生産出荷安定基金協会	096-389-3322
岐阜県園芸特産振興会	058-272-1111 (内線2867)	大分県園芸振興基金協会	097-544-0621
静岡県柑橘振興基金協会	054-284-9934	宮崎県青果物協会	0985-31-2172
愛知県園芸振興基金協会	052-951-3639	鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	099-258-5656
三重県青果物価格安定基金協会	059-229-9124	沖縄県園芸農業振興基金協会	098-987-0333



発行：公益財団法人 中央果実協会 指導部
TEL 03-6910-2922(代)

(令和6年5月)